

中国中学校体育連盟専門部規程

第 1 条 中国中学校体育連盟第16条に基づき本連盟に専門部を置く。

第 2 条 専門部は次の各部を置く。

陸上競技 水泳競技 バasketボール サッカー ハンドボール 軟式野球
体操競技 バレーボール ソフトテニス 卓球 バドミントン ソフトボール
柔道 剣道 相撲 スキー スケート

第 3 条 専門部は部長、委員長、副委員長、委員をもって構成する。

- (1) 部長は、委員長在職県の中学校体育連盟会長があたり、本連盟会長の職務を代行する。
- (2) 委員長は、(公財)日本中学校体育連盟の全国大会等対策委員会の下部組織である(公財)日本中学校体育連盟競技部会中国ブロック代表の委員となる。
- (3) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長支障のあるときはこれを代行する。
- (4) 委員は、各県中学校体育連盟専門委員長があたる。

第 4 条 各専門部は、本連盟の目的達成のため次のような活動をする。

- (1) 会長諮問事項について調査・研究。
- (2) 中国中学校選手権大会開催に関する事項。
- (3) ブロック内専門部を統轄し、全国大会等対策委員ならびにブロック競技団体との連絡・調整に関する事項。
- (4) その他必要な活動。

第 5 条 任期は2か年とし、再任を妨げない。補欠により就任したものは前任者の残任期間とする。

第 6 条 会議は、中国中学校選手権大会の開催期間中に会長が招集し開催するが、必要に応じて部会をもつことができる。

第 7 条 この会の会議費は原則として、中国中学校体育連盟が支弁するものとする。

附 則 本規程は、昭和56年3月5日より施行する。

※ 改訂経過 昭和57年 6月 4日 第2条、第3条、第5条の一部改訂
平成 2年 2月 27日 第5条の一部改訂
平成 4年 2月 28日 第2条の一部改訂